

児童発達支援センターの役割

1. 現状・目標

①児童発達支援センター数(障害保健福祉圏域別)

※令和7年2月1日時点



圏域	事業所数
千葉	9(3)
船橋	2
柏	3(1)
習志野	4
市川	7(1)
松戸	5(1)
野田	2
印旛	6
香取	1
海匝	3
山武	0
長生	1
夷隅	1
安房	0
君津	4
市原	1
合計	49(6)

()内は旧医療型児童発達支援センター数

②現状・目標

◎現状

- 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス ⇒全ての圏域に設置
- 児童発達支援センター ⇒未設置の圏域あり

◎取組の方向性

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1箇所以上設置するよう、市町村に働きかける
- 市町村等から、児童発達支援センターの設置に当たっての課題に関する意見を聴くなど、地域の実情に応じた支援体制の構築を促す

◎数値目標

項目	4年度 実績	6年度	7年度	8年度
児童発達支援センター 設置 市町村数 ※共同設置 を含む	34	—	—	54

2. 児童発達支援センターに係る制度概要

②児童発達支援センターに求められる4つの中核機能

児童発達支援センターに求められる中核機能と期待される役割の具体的な内容については、「障害児通所支援に関する検討会」報告書において以下のとおり示されている。

中核機能① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能	中核機能② 地域の障害児通所支援事業所に対する スーパーバイズ・コンサルテーション機能
こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能	地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通し、地域の事業所の支援の質を高めていく機能
中核機能③ 地域のインクルージョン推進の中核機能	中核機能④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能
保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行通園や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能	発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気づき」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能

2. 児童発達支援センターに係る制度概要

③児童発達支援センター等を中核とした体制整備の形態

○中核拠点型

主に児童発達支援センターが中心となる形態

○面的整備型

児童発達支援センター以外の機関等を含め、地域全体で中核機能を発揮する形態



こども家庭庁「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」

2. 児童発達支援センターに係る制度概要

④令和6年度報酬改定における改定事項

○児童発達支援センターの一元化

多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型・医療型の類型が一元化され、福祉型における3類型(障害児、難聴児、重症心身障害児)の区分も一元化された。一元化後の新たな基準・基本報酬は、福祉型(障害児)を基本に設定されている。

○児童発達支援センターの機能・運営の強化

【中核機能強化加算】

中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能(※)を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う。

(※)①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョンの中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

【中核機能強化事業所加算】

児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に、評価を行う。

2. 児童発達支援センターに係る制度概要

⑤指定について

○指定申請

センター以外の児童発達支援と同様に、政令市及び中核市以外は県に申請し、県が指定する。

○児童福祉施設の認可申請

児童発達支援センターは児童福祉施設に該当するため、指定申請と同時に県への**児童福祉施設設置の認可申請**が必要。

※千葉市の場合は市に申請が必要

○指定に関する問い合わせ先

千葉県 健康福祉部障害福祉事業課 療育支援班

電話:043-223-2336